

令和7年度

一関市立一関東中学校 第2回 学校運営支援協議会

日時 令和7年9月5日(金) 14:30～

会場: PC室

【次第】

委嘱状交付(佐藤会長)

1 開会(副校長)

2 会長挨拶

3 校長挨拶

4 報告・協議

(1) 経過報告

(2) 第1回教育についてのアンケート結果

(3) その他

5 熟議

(1) テーマ例「学校運営支援協議会の情報発信について」

説明→話し合い→シェアリング→まとめ

A 佐藤和枝会長・吉田聖樹委員・尾形正代委員・小山洋子委員

B 井上海副会長・佐藤勝委員・菅原勝委員

C 佐々木春枝委員・鈴木征子委員・木村篤委員

※当日、変更する場合もございます。(出欠席による)

6 連絡

(1) 今後の日程について(予定)

(2) その他

7 閉会(副校長)

令和7年度 一関市立一関東中学校 学校運営支援協議会委員名簿

	役職	氏名	所属等	備考
1	会長	佐藤 和枝	一関東中学校 PTA 会長	真滝
2	副会長	井上 海	一関東中学校 PTA 副会長	弥栄
3	委員	佐々木 春枝	一関東中学校元評議員	弥栄
4	委員	吉田 聖樹	牧澤神楽保存会代表	真滝
5	委員	佐藤 勝	富沢神楽保存会代表	弥栄
6	委員	鈴木 征子	真滝地区主任児童委員	真滝
7	委員	尾形 正代	弥栄地区主任児童委員	弥栄
8	委員	菅原 勝	滝沢地域振興協議会代表	真滝
9	委員	木村 篤	弥栄地区まちづくり協議会代表	弥栄
10	委員	小山 洋子	真滝幼稚園長	真滝
11	副会長	菅原 理日	一関東中学校校長	一関東中
12	事務局	小林 義幸	一関東中学校副校長	一関東中



(2) 第1回「教育についてのアンケート結果」について

memo

(3) その他

5 熟 議

(1) 熟議について (再掲)

「熟議」とは、多くの当事者による「熟慮」と「討議」を重ねながら政策を形成していくこと。政策を形成する際、①多くの当事者（保護者、教員、地域住民等）が集まって、②課題について学習・熟慮し、討議をすることにより、③互いの立場や果たすべき役割への理解が深まるとともに、④解決策が洗練され、⑤個々人が納得して自分の役割を果たすようになる、というプロセスのことを言う。

テーマ①「学校運営支援協議会の情報発信について」

memo

6 その他

(1) 今後の日程について (予定)

【第3回】学校運営支援協議会

令和7年12月 5日 (金) 14:30～

- ・第2回教育についてのアンケート結果について
- ・熟議

【第4回】学校運営支援協議会

令和8年 2月 5日 (木) 14:30～

- ・令和7年度総括
- ・令和8年度 一関東中学校学校運営について

○一関市学校運営支援協議会規則

令和4年1月31日  
教育委員会規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。)第47条の5の規定に基づき置く学校運営協議会について、必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 この規則の規定により置く学校運営協議会は、学校運営支援協議会(以下「協議会」という。)と称する。

(協議会の目的)

第3条 協議会は、校長の権限と責任の下に学校(一関市立学校条例(平成17年一関市条例第69号)第2条及び第3条に規定する学校をいう。以下同じ。)及び地域住民、保護者等(以下「地域住民等」という。)が協議することにより、地域住民等の学校に対する支援及び協力を促進し、学校と地域住民等の信頼関係を深め、もって学校運営の改善並びに児童生徒の健全育成を図るものとする。

(設置)

第4条 教育委員会は、法第47条の5第1項の規定により、学校ごとに協議会を置くものとする。

2 前項の規定にかかわらず、小学校及び中学校が相互に密接に連携し、その所在する地域の特色を生かした教育活動を行う場合は、2以上の学校について1の協議会を置くことができる。

3 協議会は、当該協議会を置いた学校又は地域の名称を冠するものとする。

(委員の任命)

第5条 協議会の委員(以下「委員」という。)は、協議会ごとに15人以内とし、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

(1) 当該協議会を置いた学校(以下「対象学校」という。)の所在する地域の住民

(2) 対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者

(3) 対象学校の校長

(4) 対象学校の教職員

(5) 学識経験者

(6) 関係行政機関の職員

(7) その他教育委員会が必要と認める者

2 対象学校の校長は、前項の委員の委嘱又は任命に関し、教育委員会へ委員を推薦するものとする。

3 委員に欠員が生じたときは、教育委員会は新たに委員を委嘱し、又は任命するものとする。

(任期)

第6条 委員の任期は、4月1日から翌年の3月31日までの1年とし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、前条第3項の規定による補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(報酬)

第7条 委員の報酬は、別に定める。

(守秘義務等)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項に定めるもののほか、委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 協議会及び学校の運営に著しく支障を来す言動をすること。

(2) 委員としての地位を利用し、営利行為、政治活動、宗教活動等を行うこと。

(3) その他委員としてふさわしくない行為をすること。

(委員の解嘱等)

第9条 教育委員会は、本人からの辞任の申出があったときは、委員の委嘱又は任命を解くことができる。

2 教育委員会は、委員が次の各号のいずれかに該当するときは、理由を付して委員の委嘱又は任命を解くことができる。

(1) 前条の規定に違反したとき。

(2) その他解嘱又は解任に相当する事由が認められたとき。

(会長及び副会長)

第10条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。ただし、対象学校の校長は、会長となることができない。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。  
(会議)

第 11 条 協議会の会議は、会長が対象学校の校長と協議の上、招集する。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 協議会の会議は、原則として、公開する。

(基本的な方針)

第 12 条 校長は、学校の運営に関して、教育課程の編成その他校長が必要と認める事項について基本的な方針を作成し、協議会の承認を得なければならない。

2 校長は、前項により承認された基本的な方針を、教育委員会に提出しなければならない。

(意見の申出)

第 13 条 協議会は、法第 47 条の 5 第 6 項又は同条第 7 項の規定により教育委員会に意見を述べるときは、対象学校の校長を経由して行うものとする。

2 協議会は、法第 47 条の 5 第 7 項の規定による対象学校の職員の任用等に関する意見を述べるときは、あらかじめ対象学校の校長の意見を聴くとともに、次に掲げる事項に留意しなければならない。

(1) 第 3 条の趣旨を踏まえたものであること。

(2) 学校の教育上の課題を踏まえたものであること。

(3) 特定の個人に関するものでないこと。

(4) 職員の分限、懲戒、賞罰その他身分に関するものでないこと。

(運営状況の報告)

第 14 条 協議会は、教育委員会に対し、毎年度 1 回、協議会の運営状況を報告するものとする。

(適正な運営の確保等)

第 15 条 教育委員会は、協議会の適正な運営を確保するために、必要に応じて指導又は助言を行うものとする。

2 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会が適切な協議を行うことができるよう、協議会に必要な情報を提供するよう努めなければならない。

(庶務)

第 16 条 協議会の庶務は、対象学校において処理する。

(補則)

第 17 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。